

箇所別

現場説明事項・施工条件明示事項

長野県道路公社
新和田トンネル有料道路管理事務所

工事名	平成18年度 新和田トンネル有料道路 橋梁修繕(その2) 工事
工事箇所	小県郡 長和町 和田(土屋大橋)

工事支障物件等	占有物件の有無及び占有物件等で工事支障物が存在する場合について 地上、地下等の占有物件工事と重複して施工する場合について その他（ ）
その他	工事カルテ作成・登録の必要がある場合について 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合について 工事現場発生品がある場合について 支給材料及び貸与品がある場合について 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件について 架設工法を指定する場合について 工事用電力等を指定する場合について 新技術・新工法・特許工法を指定する場合について 部分使用を行う必要がある場合について その他（ ）

施工条件を明示する項目は、欄を にし、以下に具体的内容を記載すること。

工程関係

・標準工程契約

工期は、平成19年3月9日までとする。

なお、休日等には日曜日・祝日、夏期休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含まれている。

・近接及び競合工事について

本工事に近接ないし競合する工事は下記のとおりである

なお、連絡及び調整事項の内容を監督員に報告すること。

発注者	工事名	工期または工事内容等	影響箇所	備考

施工期間、方法等の制約について

本工事において、施工期間及び施工方法等の制約条件は、下記のとおりである。

制約条件	位置等	制約条件及び内容
工事施工時期	男女倉地籍	施工可能時間は平日の8:30～17:00を基本とする。

他機関及び住民との協議について

本工事において、下記のとおり関係機関及び地域住民との協議をするものとしている。

関係機関等	事項	制約内容	時期

用地関係

未買収用地について

本工事に必要な用地のうち、一部未買収地が存在している箇所は、下記のとおりである。

下記の用地については、買収でき次第、発注者から通知を行います。

未買収位置	面積	特記事項

借地等について

発注者側で借地する箇所および期間等（予定を含む）は下記のとおりである。

借地目的	場所面積	条件等	内 容
		借地期間	
		使用条件	
		復旧方法	
	約 m ²	特記事項	
		借地期間	
		使用条件	
		復旧方法	
	約 m ²	特記事項	

周辺環境保全関係

事業損失防止に係る調査費

本工事の施工に伴い、一部区間において、第三者に何らかの影響を及ぼすことが懸念される場合は、下記のとおり調査費を計上しているため、調査にあたっては、それぞれの特記仕様書により実施し、その結果を報告すること。なお、現地の状況等により調査範囲を変更する必要があると認められる場合は、監督員と協議すること。

調査項目	調査数量	仕 様

排水対策関係

本工事施工に伴い発生する排水は、沈殿処理、pH管理等を行うなど各法令を守り、自然環境等に悪影響を及ぼすことの無いよう適正に処理し、特に指示のある場合を除き近傍の公共用水域及び排水用水路等に排水すること。また、排水路等については、常に適切な維持管理を行い、従前の機能を損なわないようにすること。

対策項目	処理施設	処理条件	特記事項

安全対策関係

交通整理員関係

本工事における交通整理員は、下記のとおり配置することとして計上している。なお、近接工事などで交通量が著しく増減した場合や、公安委員会、道路管理者等からの要請により現場条件に著しい変更が生じた場合を除き原則として設計変更の対象としない。

工種	配置場所	配置員数	施工時間	備考
床版補強工	施工箇所前後	4人/日	昼	

工事用道路関係

工事用道路について

仮道設置位置は国有林区域のため、指定区域内とする。仮道の構造等に関しては、任意仮設とする

仮設備関係

仮設工について

仮設工は、撤去を原則とするが仮設土留工、仮橋、足場等のうち、設計書に明示した部分は撤去しないものとする。なお、現場条件により周囲の構造物等に影響を与えると認められる場合は、撤去方法について協議すること。

仮設物	内容	期間	条件等
養生シート	足場工周囲		任意仮設

手すり先行工法による足場

本工事の枠組足場については、原則として、厚生労働省が策定した「手すり先行工法に関するガイドライン」(平成15年4月1日付、基発第0401012号)による、手すり先行工法を採用するものとする。なお、諸般の事情により手すり先行工法に必要な資材の調達ができない場合は、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。「手すり先行工法に関するガイドライン」は、厚生労働省のホームページを参照して下さい。

URL : <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/150613-i.pdf>

残土・廃棄物関係

処分費、運搬費の計上について

本工事の施工において生じる発生土・特定建設資材及び産業廃棄物の処分については、下記の処分先を想定して処分費、運搬費を計上している。

なお、請負者の都合による処分先の変更については原則として設計変更しない。

・建設発生土

受入場所・仮置き場	処分方法	運搬距離	特記事項
男女倉地籍		1 km	

・特定建設資材（建設リサイクル法）

種 別		処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等	
アスファルト・コンクリート塊		再利用	処理工場名	マルコ自動車（株） 運搬距離 5 km
			数 量	4 t
			直接工事費	処分費 4,000円 運搬費 3,059円
セメント・コンクリート塊	無筋 Co	再利用	処理工場名	マルコ自動車（株） 運搬距離 5 km
			数 量	5 t
			直接工事費	処分費 5,000円 運搬費 1,756円
	鉄筋 Co	再利用	処理工場名	マルコ自動車（株） 運搬距離 5 km
			数 量	14 t
			直接工事費	処分費 21,000円 運搬費 4,625円
	二次 製品	再利用	処理工場名	工場
			数 量	運搬距離 km t ・ m ³
			直接工事費	処分費 円 運搬費 円
建設資材木材		再利用	処理工場名	工場
			数 量	運搬距離 km t ・ m ³
			直接工事費	処分費 円 運搬費 円

・産業廃棄物（建設廃棄物処理指針）

種 別		処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等	
木くず（抜根・伐採材）		再利用	処理工場名	諏訪重機運輸（株） 運搬距離 1.8 km
			数 量	10 m ³
			直接工事費	処分費 60,000円 運搬費 11,610円
汚 泥		再利用	処理工場名	工場
			数 量	距離 km t ・ m ³
			直接工事費	処分費 円 運搬費 円
その他（金属くず他）		再利用	処理工場名	工場
			数 量	運搬距離 km t ・ m ³
			直接工事費	処分費 円 運搬費 円

薬液注入関係

水質調査、材料及び数量について

薬液注入に伴う水質調査、材料及び数量は次によること。

水質調査

水 質 試 験	試 験 項 目	分析回数	備 考
	(1)		
	(2)		
	(3)		
	(4)		
	(5)		

観測井の設置本数

	ボーリング長 (m)							
	H= m	H= m	H= m	H= m	H= m	H= m	H= m	H= m
設置本数	本	本	本	本	本	本	本	本
撤去本数	本	本	本	本	本	本	本	本

注入剤、注入量

セメント乳液	水ガラス系		水ガラス系 (瞬結)		工 法
	懸濁型	溶液型	懸濁型	溶液型	
KI	KI	KI	KI	KI	

調査時点と地下水位、地質等に著しい変動がある場合を除き原則として設計変更の対象としない。

工事支障物件等

本工事区間における支障物件の処置

事業着手前に、管理者立会いのもと試掘等の調査を実施し、処置方法等について協議すること。

支障物件	管理者	位 置	工事方法(見込)	移設時期

その他

工事カルテ作成・登録

請負者は、受注時又は変更時において、工事請負代金額が500万円（消費税込み）以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として、「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録期間に登録申請しなければならない（ただし、工事請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）

また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

関係機関・自治体等との近接協議

関係機関	近接内容	条 件 等

--	--	--

架設工法の指定

架設工	施工方法	施工条件

新技術・新工法・特許工法を指定

使用場所	工 法	施工条件

部分使用を行う箇所

使用場所	時 期	条 件

電子納品対象工事特記仕様書（電子納品・情報共有）

（電子納品）

第1 本工事は、電子納品対象工事とする。「電子納品」とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、業務の次段階における再利用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることをいう。ここでいう電子データとは、各電子納品要領（案）等に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

（情報共有）

第2 本工事は、情報共有対象工事とする。「情報共有」とは、工事等の各業務段階に受発注者間でやり取りされる各種情報を電子データにより交換・共有することで、資料の提出や打ち合わせのための移動時間を短縮するなど業務の効率化を図ることをいう。

（要領・基準）

第3 電子納品及び情報共有は、長野県の「電子納品及び情報共有に係る実施要領」及び「運用の手引き」に基づき実施するほか、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）を準用する。

（工事完成図書の提出部数）

第4 本工事は、工事完成図書の提出部数は以下のとおりとする。

- ・ 電子媒体（CD-R） 2部（正・副）
- ・ 紙成果 工事写真のうち「着手前・完成」1部（その他、監督員と協議による）。

<参考>

- ・ 長野県の「電子納品及び情報共有に係る実施要領」：
<http://www.pref.nagano.jp/doboku/gikan/system/cals/cals-ec3-1.pdf>
- ・ 長野県の「電子納品及び情報共有に係る運用の手引き」：
現在以下のチェックシートとして試行運用中
「運用の手引き」着手時協議チェックシート（工事用）ver1.3
「運用の手引き」検査・納品前協議チェックシート（工事用）ver1.3
- ・ 国土交通省の電子納品要領及び関連基準：
http://www.nilim-ed.jp/index_denshi.htm
- ・ 「ITアドバイザーを活用した電子納品推進事業実施要領」：
<http://www.pref.nagano.jp/doboku/gikan/system/cals/cals-ec1.pdf>

（別記）

長野県の「電子納品及び情報共有に係る実施要領」（別紙 - 3 の別記 1）

(別紙 - 3の別記1)

電子納品及び情報共有に係る実施要領

(目的)

第1 この要領は、長野地域CALS/EC推進協議会が平成15年3月承認した長野県CALS/EC推進計画に基づき、長野県の建設工事及び建設工事に係る委託業務(以下「工事等」という。)における電子納品及び情報共有を進めるための実施方法等を定め、公共土木工事におけるCALS/ECの推進を図ることを目的とする。

(電子納品の定義)

第2 「電子納品」とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、業務の次段階における再利用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることをいう。ここでいう電子データとは、各電子納品要領(案)等に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

(情報共有の定義)

第3 「情報共有」とは、工事等の各業務段階に受発注者間でやり取りされる各種情報を電子データにより交換・共有することで、資料の提出や打ち合わせのための移動時間を短縮するなど業務の効率化を図ることをいう。

(対象工事等)

第4 電子納品及び情報共有を実施する対象工事等の範囲は、次に該当するものとする。ただし、発注機関の長が必要と認めた場合はこの限りでない。また、受注者による自主的な取り組みを妨げるものではない。

- 1) 工事：予定価格(税込み)3,000万円以上
- 2) 委託：予定価格(税込み)300万円以上

(対象成果品)

第5 電子納品の対象となる成果品は、次に規定される成果品とする。

- ・ 土木工事共通仕様書(施工管理基準、写真管理基準等を含む)
- ・ 測量作業共通仕様書
- ・ 地質・土質調査共通仕様書
- ・ 設計業務共通仕様書

(特記仕様書)

第6 対象工事等については、次に示す特記仕様書で入札公告時に明示を行う。

- ・ 工事：建設工事における電子納品・情報共有特記仕様書
- ・ 委託：委託業務における電子納品・情報共有特記仕様書

(積算の取り扱い)

第7 電子納品の積算上の取り扱いは以下のとおりとする。なお、第14で規定する成果品の提出部数によらない場合は、特記仕様書に明示するほか、別途、必要経費を考慮すること。

- 1) 工事：現行の共通仮設費率で対応する。
- 2) 委託：測量業務は、現行の諸経費率で対応する。地質調査業務及び設計業務は、現行の「印刷製本費」を「電子成果品作成費」と改め、現行の積算とする。

2 情報共有の積算上の取り扱いは以下のとおりとする。

- 1) 電子メール(メーリングリストを含む)：諸経費(一般管理費)における通信交通費で対応する。
- 2) 情報共有サーバ(ASP等)：諸経費(一般管理費)における通信交通費で対応できない費用については、あらかじめ受注者との協議により決定する。

(要領・基準)

第8 長野県の電子納品は、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準(以下「要領・基準類」という。)を準用する。(別記2)

2 要領・基準類の適用世代は、国土交通省と同時とし、基本的に工事等の着手時の最新版を適用する。ただし、公告中に要領・基準類の改訂があった場合や過渡期等において受発注者の環境が整わない場合は、協議の上、適用世代を柔軟に定めることができることとする。

(運用に関する手引き)

第9 長野県の電子納品に関する下記事項等の運用については、別に定める「運用の手引き」による。これに定めのない事項については、国土交通省関東地方整備局の「電子納品に関する手引き(案)【工事編】【業務編】」に準じて受発注者間で協議して定めることとする。(H17年10月試行運用中)

- ・ 要領・基準類の長野県での読み替え
- ・ 受発注者間で協議確認する際に使用する「チェックシート」
- ・ 電子納品対象書類の範囲
- ・ 電子ファイルのアプリケーションソフト、バージョン
- ・ 施工中の書類の取り扱い
- ・ 電子成果品の保管管理

(情報共有)

第10 対象工事等においては、受注者は、工事等に先立ち現場事務所等においてインターネット環境の整備を行い、情報共有が行えるようにする。なお、山間地等で現場事務所においてインターネット環境の整備ができない場合については、それに準じた体制の整備について受発注者間で協議するものとする。また、長野県の情報共有に関する運用については、別に定める「運用の手引き」によるものとする。

2 情報共有の方法については、電子メール(メーリングリストを含む)を標準とするが、以下のケース等においては、情報共有サーバ(ASP等)の活用を積極的に検討すること。

いずれの場合も、データの流出・改ざん防止、個人情報の保護等の必要な対策をとることとする。

- ・ 現場が複数工区にまたがる、または関係機関が多数有り協議・連絡調整が必要な場合
- ・ 大型工事等で下請・関連業者が多数にわたる場合
- ・ 受注者が情報共有サーバを使った現場管理に積極的に取り組んでいる場合

(協議確認事項)

第11 電子納品の実施にあたり、受発注者間で協議・確認すべき内容をチェックシートにより行う。

1) 着手時協議

工事等の着手時に、期間中の電子納品に関する疑問を解消し円滑に電子納品を実施するため、「着手時チェックシート」を用いて受発注者間で電子納品の対象書類やファイル形式について協議するとともに、データバックアップ体制やコンピュータウイルス対策方法について確認を行う。

2) 検査前協議

中間検査・完成検査の前において、電子成果品に対する円滑な検査実施を確保するため「検査前協議チェックシート」を用いて実施する。

3) 納品時協議

中間検査・完了検査の実施時に、電子成果品に対する検査内容を記録する目的で、「納品時チェックシート」を用いて確認する。

(納品媒体)

第12 納品する電子媒体はCD-Rとし、ファイルフォーマット形式はISO9660(レベル1)とする。なお、中途における情報のやり取りについては、受発注者協議の上、MOなど他の電子媒体を認めることとする。

(納品物のチェック)

第13 受注者は、電子成果物を納品する前に、必ず国土交通省の「電子納品チェックシ

ステム」によりチェックを行い、エラーを解消させることとする。また、ウィルスチェックを行い、ウィルスが検出されないことを確認することとする。

(成果品の提出部数)

第14 電子データにより納品する成果品については、電子データを格納した電子媒体をもって原図・原稿及び製本に代えるものとし、電子媒体は、正・副の2部を提出するものとする。なお、「紙」による報告書の提出は下記による以外は監督員と協議の上決定することとする。

1) 工事完成図書の内、「紙」による工事写真については、「着手前・完成」のみ1部提出するものとし、「写真管理基準」に規定するデジタルカメラによる提出物のうち「紙による工事写真帳」は基本的に不要とする。

2) 委託成果品の内、「紙」による報告書の提出は「原則1部」のみとする。

(電子納品の検査)

第15 電子成果品の書類検査は、電子データで検査することを原則とし、必要がある場合に限り紙での出力により対応する。検査に必要な機器の準備は、原則として発注者が行うが、受注者が自主的に用意することを妨げない。機器の操作は、受注者が主に行い、発注者は操作補助を行う。

(適用)

第16 この要領は、平成17年1月17日から適用する。なお、第4の規定にかかわらず受注者の理解を得てできるだけ取り組むこととする。

【別記2】

長野県が準用する「要領・基準類」及び「運用に関する手引き」等

国土交通省「電子納品要領・基準類」は以下のとおり。

- ・ 土木設計業務等の電子納品要領（案） 平成16年6月
- ・ 工事完成図書の電子納品要領（案） 平成16年6月
- ・ C A D製図基準（案） 平成16年6月
- ・ 地質・土質調査成果電子納品要領（案） 平成16年6月
- ・ デジタル写真管理情報基準（案） 平成18年1月
- ・ 測量成果電子納品要領（案） 平成16年6月
- ・ 電子納品運用ガイドライン（案）（土木工事編） 平成17年8月
- ・ 電子納品運用ガイドライン（案）（業務編） 平成17年8月
- ・ C A D製図基準に関する運用ガイドライン 平成17年8月
- ・ 現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン（案）
[地質・土質調査編] 平成15年1月
- ・ 現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン（案）
[測量編] 平成15年9月

上記については、以下のホームページ からダウンロードすることができます。

http://www.nilim-ed.jp/index_denshi.htm

国土交通省関東地方整備局版「運用に関する手引き」は以下のとおり。

- ・ 電子納品に関する手引き（案） 平成16年12月

納品時に使用するチェックシステムは以下のとおりとする。

- ・ 電子納品チェックシステムVer6.0.1 平成18年1月
- ・ S F XブラウザVer3.01 平成18年2月

注) 適用世代は、平成18年3月1日現在で記載しており、要領・基準類の適用世代は、国土交通省と同時とし、基本的に工事等の着手時の最新版を適用する。

ただし、工期内に要領・基準類の改訂があった場合や過渡期等において受発注者の環境が整わない等の場合は、協議の上、適用世代を定めることができることとする。

< 参考資料等 >

- CALS/EC 地方展開アクションプログラム：<http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/menu.htm>
- 国のパンフレット：http://www.mlit.go.jp/tec/it/cals/panf/CALS_J.pdf
- C A L S / E C 講座：<http://movie.jacic.or.jp/seminar/08/>
- 県アクションプログラム：
<http://www.pref.nagano.jp/doboku/gikan/system/cals/cals-03.htm>
- 電子納品の概要：http://www.nilim-ed.jp/index_gaiyou.htm
- 要領・基準（案）：http://www.nilim-ed.jp/index_denshi.htm
- チェックプログラム：http://www.nilim-ed.jp/index_dl.htm
- 電子納品に関する手引き（案）：<http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/menu.htm>
- " 改訂資料（正誤表）：<http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/menu.htm>
- C A L S / E C 実務研修等のお知らせ：<http://www.npctc.or.jp/cals/calstop.htm>

特記仕様書

(1) 炭素繊維シート補強工法について

橋脚を対象とした炭素繊維シート補強部は、補強面に損傷がある場合は、シート接着に先立ち損傷部を補修すること。

(2) 現況損傷調査について

現況損傷調査は、平成 15 年 8 月に概略的な予備調査が実施されている。詳細設計及び補強工事に対応する詳細な調査は、平成 16 年 3 月に詳細調査が実施されている。本業務における補修箇所は、調査成果報告書ならびに現地踏査時の目視結果を反映しているため、補修工事に際しては詳細な損傷調査を実施の上、補修箇所・範囲等を確認し協議すること。

(3) 現況構造物諸元寸法について

橋脚補強および床版補強については、竣工図面をもとに計画を行っているため、施工に先立ち必要に応じ現況の諸元寸法等の確認を行うこと。

(4) 土工、工事用道路等の土工施工計画について

施工時の掘削土工、工事用道路等の施工計画においては、関連部について測量等を行い現地の詳細な地形状況を把握し、協議すること。

被膜使用材は下表①を満足するものとし、標準使用量は、下記②を参考とする。

なお、被膜使用材料および銘柄により、目標塗膜厚および標準使用量が異なるため使用にあたっては予め監督職員の承諾を得る事。

①標準被膜使用

項目	試験条件	規格	試験対象塗膜名
塗膜の外観	標準養生後	塗膜は均一で、流れ・むら・ふくれ・われ・はがれがないこと	全体塗膜
	促進耐候性試験後	白亜化はなく、塗膜にふくれ・われ・はがれがないこと	
	温冷繰り返し試験後	塗膜にふくれ・われ・はがれのないこと	
	耐アルカリ性試験後	塗膜にふくれ・われ・はがれのないこと	
しゃ塩性	標準養生後	塗膜の塩素イオン透過量が $5.0 \times 1.0^{-3} \text{mg/cm}^2$ 日以下であること	主材 および 仕上げ材
塩素透過 阻止性	標準養生後	塗膜の塩素透過量が $5.0 \times 1.0^{-2} \text{mg/cm}^2$ 日以下であること	
水蒸気透過 阻止性	標準養生後	塗膜の水蒸気透過量が 5.0mg/cm^2 日以下であること	
中性化阻止性	中性化促進試験後	中性化深さが1mm以下であること	全体塗装
コンクリート との付着	標準養生後	塗膜とコンクリート との付着強度が 10kg/cm^2 以上であること	
	促進耐候性試験後		
	温冷繰り返し試験後		
	耐アルカリ性試験後		
ひびわれ 追従性	標準養生後(常温時)	塗膜の伸びが0.4mm以上であること	主材 および 仕上げ材
	標準養生後(低温時)	塗膜の伸びが0.2mm以上であること	
	促進耐候性試験後 (常温時)		

②標準使用量(参考)

工種	使用材料	標準使用量(kg/m ³)	目標塗膜厚(μ)
前処理	エポキシ樹脂プライマー	(0.10)	—
	エポキシ樹脂パテ	(0.50)	—
中塗り	ポリウレタン樹脂	(0.40)	(120)
上塗り	ポリウレタン樹脂塗料	(0.12)	(30)

(別紙 - 1)

排出ガス対策型建設機械について

本工事においては、(表 - 1)に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用出来ない場合は、平成7年度建設技術評価制度募集課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において、使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

(表 - 1) 排出ガス対策型建設機械を原則使用とする機種

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット (以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの； 油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、前回転型オールケーシング掘削機) ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。

指 導 事 項

- (1) 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について
工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。
- (2) 建設工事の適正な施工の確保について
- 一 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）及び公共工事の入札契約の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
 - 二 建設業法第26条の規定により、請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。
 - 三 請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者又は同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、監理技術者の写しを契約時に提出する。また発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。
 - 四 一、二及び三のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。
- (3) 労働福祉の改善等について
建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。
- (4) 建設業退職金共済制度について
- 一 建設業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
 - 二 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
 - 三 請負代金の額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結したときは、建設業者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後1ヶ月以内に佐久市長に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場制作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。
 - 四 建設業者は、三の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに提出すること。なお、三の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。
 - 五 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めることがあること。

- 六 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがあること。
- 七 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

(5) ダンプトラック等による過積載等の防止について

- 一 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 二 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 三 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 四 さし枠装着車、物品積載装置の不正改造したダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
- 五 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- 六 取引関係のあるダンプカー - 事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 七 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 八 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を生じさせたものを排除すること。
- 九 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

特 記 仕 様 書

本工事は、監督業務の一部を別途長野県建設技術センターが実施するので、当該現場技術員が監督員に代わって施工上必要な指示承諾及び協議並びに審査、立ち会い、検測、観察等を行う際には、その事務に関する限りにおいて監督員と同様に取り扱わねばならない。

監督員から請負者に対して指示又は通知を行う場合は、現場技術員を通じて行うことがある。この場合、監督員から直接指示又は通知があったものと同様に取り扱わねばならない。

請負者が監督員に対して行う報告又は通知等は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。

この工事を担当する現場技術員の氏名は、別に通知する。